

笠間市スポーツ推進計画（概要）

～ いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでもスポーツを ～

1. 本計画は、国の「スポーツ基本計画」の主旨に基づき、市民がいつでもどこでもスポーツに親しむことのできる環境の整備と、主体的、継続的なスポーツ活動の支援、また、地域に根付いたスポーツの振興を目指すため策定するものです。
2. 本計画は、国の「スポーツ基本計画」、茨城県の「茨城県スポーツ推進計画」を参酌し、市の「笠間市第二次総合計画」、「笠間市教育施策大綱」及び「笠間市教育振興基本計画」を基本とし、笠間市スポーツ推進審議会による答申「スポーツの推進に関する計画の策定について」を踏まえ、本市のスポーツ施策を推進していくための具体的な推進計画とします。
3. 本計画は、平成30年度から平成34年度までの5年間で実現すべき施策を示したものです。
4. 本計画における「スポーツ」とは、競技スポーツをはじめ、広く市民が体力や健康の保持・増進、介護予防等を目的とした軽い運動、家族・仲間や地域住民との交流を目的としたレクリエーション等、生活を豊かにするあらゆる自発的な身体運動を含み、スポーツの観戦やボランティア、指導者の育成等、「みる」「ささえる」機会を創出する観点からのスポーツを含むものとします。

計画の目標

- 目標1 いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでも気軽にスポーツに親しめる環境を構築し、スポーツに関わった人の割合の向上を目指します。
- 目標2 笠間市の特色を活かしたスポーツの推進、茨城国体、東京オリンピック・パラリンピックを契機としてスポーツの振興を図り、スポーツに関わる市民の割合を高めます。
- 目標3 スポーツを楽しむ環境の充実を図り、快適にスポーツができる場所づくり・空間づくりに努めます。
- 目標4 小学生の少年団への加入率を高めるとともに指導者の育成に努め、団活動の活性化を図ります。また、体育協会の事業活動の基盤強化を図り、自主運営化を推進します。
- 目標5 指導者講習会等の開催による有資格指導者の養成を推進するとともに、大学との連携により、優秀な指導者の養成を目指します。

施策体系	施策の内容	取 り 組 み
1. 生涯スポーツの振興	ア. スポーツに親しめる機会の提供	
	(ア) 誰もが身近にスポーツに親しめる環境づくり	a. 気軽に実施できるスポーツの推進 b. 外遊びの推進 c. スポーツによる健康づくりの推進 d. 親子スポーツの推進 e. 指定管理者によるスポーツに親しめる機会及びスポーツ情報の提供
	(イ) スポーツ大会の活性化	a. かさま陶芸の里ハーフマラソン大会事業の充実 b. 県下中学校交歓笠間市駅伝大会の内容充実 c. 姉妹都市スポーツ交流 d. 全国規模のスポーツ大会の誘致
	(ウ) 家庭・地域におけるスポーツの充実	a. 家庭におけるスポーツ活動と支援 b. 地域スポーツの参加機会と参加者の拡充
2. 茨城国体、東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みなど競技スポーツの推進	ア. 東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの振興	
	(ア) 茨城国体や東京オリンピック・パラリンピックに向けた市民の意識高揚	a. 茨城国体推進事業 b. 障がい者アスリートとの交流機会の提供
	(イ) 郷土代表競技者の応援及びボランティアによる大会参画	a. 郷土代表アスリートの応援 b. スポーツボランティアの活動推進
	(ウ) ホストタウンによる参加国との交流促進	a. 東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業
	(エ) 競技スポーツの推進（充実）	a. 競技スポーツイベントの誘致及び開催 b. スポーツ奨励金交付による支援 c. スポーツ国際交流員（SEA）採用によるスポーツ指導 d. トップアスリートの育成
	イ. 笠間市の特色を活かしたスポーツの推進	
	(ア) 特色あるスポーツの推進	a. 合気道の支援 b. スナッグゴルフの推進 c. スポーツ資源を活用したスポーツツーリズムの提供 d. 地域資源（自然環境）をスポーツ資源とした自然体験型スポーツの推進
	(イ) 「する」だけでなく「みる」「ささえる」機会の創出	a. 「みる」「ささえる」スポーツの充実 b. トップアスリートによる講演会や教室、交流会の実施 c. 水戸ホーリーホックとの更なる連携
3. スポーツ施設の整備充実	ア. スポーツ施設の整備充実と利用拡大	
	(ア) スポーツ施設の計画的な整備と維持管理	a. 既存施設の改修・充実 b. 施設管理の効率化の推進（施設の種類） c. 施設管理の効率化の推進（利用者の視点） d. 使用料の定期的な見直し
	(イ) 地域の交流の場としての学校体育施設の活用促進	地域の交流の場としての学校体育施設の活用促進
4. スポーツ関連団体の育成・連携強化	ア. スポーツ関連団体の育成・連携強化	
	(ア) 体育協会、スポーツ少年団の育成・強化	a. 体育協会への支援 b. スポーツ少年団の支援 c. スポーツ団体強化への支援
	(イ) スポーツ推進委員協議会の支援及び連携	スポーツ推進委員協議会の支援及び連携
	(ウ) 指定管理者との連携	指定管理者との連携
5. 人材育成	ア. スポーツ指導者の養成（人材の育成）と確保	
	(ア) 指導者の養成・確保	指導者の養成・確保
	(イ) 専門的知識を備えた指導者の養成・確保	a. 有資格指導者 b. 指導者講習会等への参加 c. 大学連携による指導者の派遣